

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第1項第2号、第 801 条第3項第3号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

令和3年9月9日
Shinwa Wise Holdings 株式会社
アイアート株式会社

令和3年9月9日

株式交換に係る事後開示事項

東京都中央区銀座七丁目 4 番 12 号
銀座メディカルビル 2F
Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表取締役 倉田 陽一郎

東京都港区新橋五丁目 14 番 10 号
新橋スクエアビル 3F
アイアート株式会社
代表取締役 伊勢 彦信

Shinwa Wise Holdings 株式会社(以下、「SWH」といいます。)及びアイアート株式会社(以下、「アイアート」といいます。)は、令和3年7月 29 日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)に基づき、令和3年9月9日を効力発生日として、Shinwa Wise Holdings 株式会社を株式交換完全親会社、アイアート株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第1項第2号、第 801 条第3項第3号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第 190 条第1号)

令和3年9月9日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過(会社法施行規則第 190 条第2号)

(1) 会社法第 784 条の2の規定による請求(本株式交換の差止請求)に係る手続きの経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)及び第 789 条(債権者異議)の規程による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社

法 施行規則第 190 条第3号)

(1)会社法第 796 条の2(本株式交換の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

(2)会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過
該当事項はありません。

(3)会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過
該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第 190 条第4号)

本株式交換によりSWHに移転したアイアートの株式の数は、1,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)

(1)SWHは令和3年8月 26 日開催の定時株主総会において会社法第 795 条第1項に定める株主総会決議
による承認を得て本株式交換を行いました。

(2)アイアートは会社法第 783 条第1項の規定により、令和3年7月 29 日開催の臨時株主総会の決議によっ
て、本株式交換契約の承認を得ております。

(3)SWHは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のアイアートの株主名簿に記載又は記録された株主
に対し、その所有するアイアートの株式1株に対してSWHの株式 2544.5 株の割合をもってSWHの普通
株式を割当交付しました。なお、SWHが交付した株式の総数は 2,544,500 株であり、うち 332,882 株は自
己株式を充当しております。

(4)本株式交換により増加したSWHの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

①資本金 :461,122,353 円

②資本準備金 :461,122,353 円

③利益準備金 :0円

以上